

～地域社会の連帯が安全・安心のまちづくりに大きな役割を果たします～

防犯まちづくりの基本的な手法

〔防犯まちづくり関係省庁協議会が取りまとめた「防犯まちづくりの推進について」などより〕

■「人の目」の確保

(監視性の確保)

多くの「人の目」(視線)を自然な形で確保し、犯罪企図者に「第三者に目撃されるかもしれない」と感じさせることにより、犯罪抑止を図る。

■犯罪企図者の接近の防止

(接近の制御)

犯罪企図者の侵入経路をなくし、被害対象者(物)への接近を妨げることにより、犯罪の機会を減少させることにより、犯罪の機会を減少させる。

■地域の共同意識の向上

(領域性の強化)

地域住民などが「我がまち意識」を持ち、コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動の活性化などを通して、犯罪抑止を図る。

■被害対象物の強化

子どもや女性に防犯ブザーを持たせる、護身術を習わせるなど、対象そのものを強化する。

自主防犯ボランティア活動支援サイト

<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/>

自主防犯活動に関するお問い合わせ

地域における犯罪の発生状況、自主防犯活動の進め方や助成制度、防犯ボランティアの結成方法、ボランティア保険などのお問い合わせは、各都道府県防犯協会にご連絡下さい。

青少年の万引き防止

●たかが万引きと 思っていませんか?

万引きは犯罪です。

*刑法 第235条【窃盜】他人の財物を窃取した者は、窃盜の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 見張りをすること
- 万引きを頼むこと
- 「万引きしてこい」と命令すること

万引きすることと同じ 窃盜罪となります。

万引きを繰り返すようになった後、ひたくなり、自動車泥棒、強盗と犯行がエスカレートしていくことがあります。万引きが仲間はすれやいじめの原因になることがあります。

●もしも、子どもが万引き をしてしまったら…

「二度とさせない」決意

はじめての万引きのあと、適切に対応しないと、結果的に非行を助長することもあります。

子どもと一緒に、 万引きした店に謝罪に行く

商品の返却弁償で済む問題ありません。身をもって謝罪する姿を見せてることで、子どもは自分が万引きをしてしまったことの重大さに気づきます。

きちんと叱る

一方的に叱るだけでなく、子どもの話をしっかりと聞いて、何を訴えているのか考えましょう。

万引きした理由・原因を さぐり、子どもと向き合う

家庭（放任・虐待・過保護・家庭不和など）、学校、友人関係に問題がある場合があります。

「万引きをしない、 させない、 見逃さない」 ために

保護者の方へのお願い～子どもの日常生活への関心～

- ◆日頃から善悪のけじめをしつける。
- ◆親子の対話を大切にする。
- ◆子どもの持ち物に気を配る。
- ◆登下校中の行動や友達づきあい、小遣いの使いみちなどに关心を持つ。

地域でできる取り組みがあります

- 普段から近所の子どもと明るいあいさつを交わし、優しく温かく見守り、そして間違ったことをしたときは厳しく叱りましょう。もちろん、日頃から、大人同士があいさつをすることも大切です。
- 商店では、顧客への積極的な声かけ、死角をつくらない店内レイアウト、商品陳列の工夫など「万引きをさせない」店づくりに努めましょう。

